

○国立大学法人埼玉大学教育機構規程

〔平成24年6月21日〕
規則第13号

改正 平成25. 7. 25 25規則8 平成28. 3. 17 27規則70
令和2. 3. 26 元規則43

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第6条第2項の規定に基づき、教育機構に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 教育機構は、本学における教育にかかる企画・実施及び学生支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 教育機構においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育の企画・立案及びその実施
- (2) 地域社会・市民社会との連携に関する企画・立案及びその実施
- (3) 入学者選抜の企画・立案及びその実施
- (4) 学生に対する総合的支援の企画・立案及びその実施
- (5) 教員免許状更新講習の実施
- (6) 保健管理の企画・立案及びその実施

(教育企画室及びセンター)

第4条 教育機構に、前条に掲げる業務を遂行するために、次の組織を置く。

- (1) 教育企画室
- (2) 基盤教育研究センター
- (3) 英語教育開発センター
- (4) 日本語教育センター
- (5) アドミッションセンター
- (6) 統合キャリアセンターSU
- (7) 保健センター

2 前項の組織に関する事項は、別に定める。

(機構長)

第5条 教育機構に機構長を置き、学長の指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 機構長は、教育機構を統括する。

(副機構長)

第6条 機構長の下に副機構長2人を置き、教員の副機構長は本学の専任教員、事務職員の副機構長は学務部長をもって充てる。

2 教員の副機構長は、学長が委嘱する。

3 副機構長は、機構長の命を受けて、教育機構を統括補佐する。

4 教員の副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、教員の副機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(キャリア教育・支援戦略チーム)

第7条 キャリア教育プログラムの企画・実施に関し、教育企画室及び統合キャリアセンターSUの連携を図るため、キャリア教育・支援戦略チーム(以下「戦略チーム」という。)を置く。

2 戦略チームに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 教育機構の事務は、学務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25. 7. 25 25規則8)

1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

2 共生社会教育研究センターは、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間、存続するものとする。

附 則 (平成28. 3. 17 27規則70)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2. 3. 26 元規則43)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。